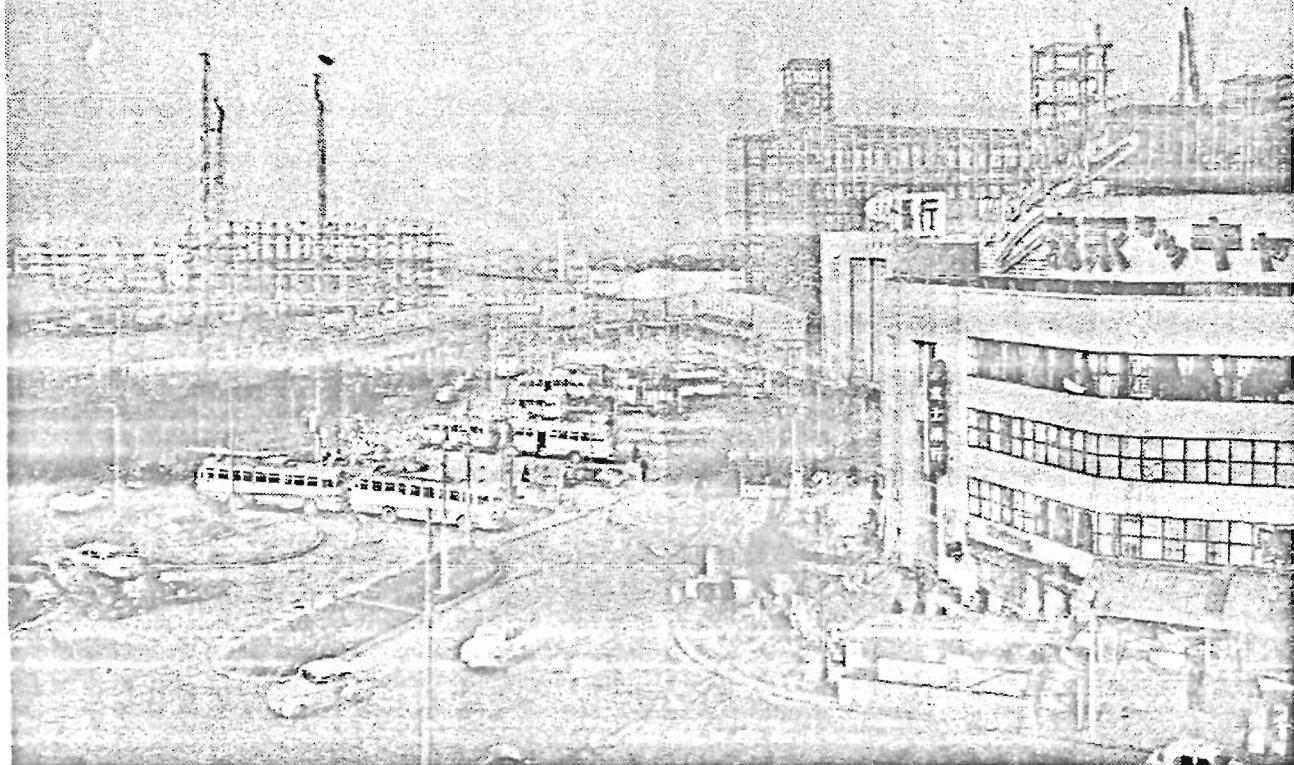


政区島新春特集号



昭和三十二年の新春を迎えるに当たり
三十一年区民各位の御健康と御多幸
とをお祈り申上るとともに、区政の
概要を御報告申上ます。

昭和三十二年元旦

東京都豊島区長 木村秀崇

面積	一二、九六平方杆
総世帯	八二、四三五世帯
人口	三〇八、三八一名
男	一五七、七二六名
女	一五〇、六五五名

(昭和三十一年十一月一日現在)

区役所各課取扱事務の概要

木区区政の運営は九課一室及び教育委員会事務局によつて行われ、その取扱事務は次の通りであります。

一、総務課

職員の身分進退、福利厚生、文書の收受、統計調査、募金許可、選挙管理委員会、豊島公会堂、豊島振興会館、豊島在等に関する事務を取扱います。

一、財務課

区の予算編成、経理、物品材料の調達、工事請負契約等に関する事務を取扱います。

一、自治振興課

区役所出張所、区政の周知徹底、貯蓄奨励自衛隊募集等に関する事務を取扱います。

一、税務課

特別区民税、自転車荷車税、犬税の賦課徵収並に税外収入納税貯蓄組合に関する事務を取扱います。

一、民生課

区民の福利厚生、遺族、生活困窮者応急援助、軍人恩給、公益質屋、授産場、法律、結婚、母子、厚生相談等に関する事務を取扱います。

一、戸籍課

戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑証明、埋火葬認可等に関する事務を取扱います。

一、商工課

米穀の配給、販売業者の登録、粉食奨励、商工相談、商工融資、広報宣伝事務、展示会、その他商工業振興事業、農地の地目変更、海外移住手続(農業移民)、アメリカシロヒトリ

の防除、計量器、観光、狩獵、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱います。

一、土木課

道路、橋梁、河川、溝渠、公園、公衆便所路西清掃、体育場等維持管理の事務を取扱います。

一、建築課

建築確認、工場公外電力証明、都営住宅受付、建築土地相談、地代、家賃統制等に関する事務を取扱います。

一、収入役室

出納、決算、現金及有価証券等の保管、区金庫、区有財産及び營造物の管理並に処分、物品の出納保管等の事務を取扱います。

一、教育委員会

区立小中学校、養護学園の管理、教職員の福利、社会教育及び社会体育に関する事務を取扱います。

一、区役所出張所

区内を九つの地区に分けて第一から第九まで、の区役所出張所がおかれ、二区役所の事務のうち区民の日常生活に關係の多い事務を取扱っています。(取扱事務及所在地等は七頁に掲載)

一、各種相談所

区役所内に次の各種の相談所が設けられています。専門の相談員が無料で相談に応じています。

1、税務相談所

(毎日)

法律相談所

(毎週水曜)

結婚相談所

(毎週月、水、金曜)

母子相談所

(毎週火、金曜)

商工相談所

(毎日) 祭日、日曜日除く

戸籍相談所

(毎日) 祭日、日曜日除く

建築土地相談所

(毎日) 祭日、日曜日除く

8、7、6、5、4、3、2、更生相談所

(毎週月曜)

豊島公会堂

本区の中心たる池袋一の七一六(区役所裏)に位し、鉄骨鉄筋コンクリート造三階建延五九坪余の近代的感覚を誇り収容力一、六〇〇名を有し、舞台、脇花道、大道具室、控室、浴室、舞台照明、売店等を完備し、都下屈指の公会堂であります。

一、豊島振興会館

余坪の近代建築の弊を集めた鉄骨鉄筋コンクリート造にして、結婚式場、図書室、集会場、会議室、食堂等完備し公会堂と並び豊島の文化の殿堂として誇り得るものであります。

一、総務課

寄附募集について

寄附募集については「金銭物品等の寄附募集に関する条例」の定めるところに従い、募金開始日の十日前迄に募金区域が区内の場合は区長宛、区域が二区以上にわたる場合は都知事宛の募金許可申請書を総務課総務係へ提出して許可を受けねばなりません。また区内だけの募金でその金額が三十万円を超える場合は、別に定める募金審査委員会の審議に附することになつております。

一、選舉人名簿について

各種選舉に使用する選舉人名簿には、基本選舉人名簿と補充選舉人名簿の二種があ

ります。

基本選舉人名簿には、毎年九月十五日現在で、二十三区通算、三ヶ月の住所要件及びその年の十二月二十日で満二十年になる日本国民で欠格事由に該当しない方が登録されます。

補充選舉人名簿は、本人の申告により、選舉の行われる都度作製するもので基本選舉人名簿作製後、新らしく選舉資格ができる方及他からの転入した方を登録します。

これらの名簿には、いづれも就対期間が並び、名簿に登録されない方は登録の申出をすることができます。

選舉権のある方でも、これらの名簿に登録のない方は投票できません。

ありました。

主なる事業費は

(1) 土木事業費 八四、六三三、二九九円

(2) 小中学校々地買収費 七三、九〇二、六九六円

(3) 同校舎建設費 四七、〇四六、六三八円

(4) 民生事業費 一四、五八九、〇〇二円

(5) 学校アール設置費 五、九三七、九〇〇円

(6) 商工業融資々金 二、五〇〇、〇〇〇円

(7) 保険衛生対策費 二、二〇二、〇一八円

(8) 都支出金 (都から区に交付されるもの)

一〇七、三三五、五三七円

(9) 区税收入 (特別区民税、自転車荷車税、犬税) 三九五、七三八、一八二円

(10) 堀さく道路復旧費收入 六三、五七四、六三四円

(11) 区税に対する区民の負担額 (昭和三十一年九月三十日現在)

一人当たり負担額 一、五八三円

世帯当たり負担額 五、九三〇円

区税に対する区民の負担額 (昭和三十一年九月三十日現在)

一人当たり負担額 一、五八三円

世帯当たり負担額 五、九三〇円

2、特別会計予算額

公益賃屋事業会計 四三、九五五、四八八円

池袋、日出町、駒込にある公益賃屋三店舗の予算です。

3、執行委任予算額

四五五、五七八、七七一円

都知事の所管事務を区長に委任執行せしめるに必要な経費の予算です。

この予算額は年度中途ですから昭和三十一年度最終予算是相当増額される見込みです。

尙昭和三十年度の最終執行委任予算額は五六六、九一〇、八九六円でした。

自治振興課

一、区政地区委員並区政地区協力員とは

民主的な区政を行うには一般区民の深い理解と協力によらなければなりません。そこで本区においては区政を末端まで徹底させると共に、その運営を効率的に行う為

出張所の地域毎に区民の代表である区議会議員を中心に、之に各層の代表者を含め昭和二十四年に地区委員制度を設置し、毎月地区委員会を開催の上、区政の周知徹底と

区民の要望に応え誠に好評を博しております。その後半歳を経た同年十月更に進んで大方の要望に応え、地区委員会の協力機構として各地区の徳望ある有識者の参加を得て概ね七十五世帯に一名の割合を以て区政地区協力員を委嘱し、区政の伸張発展を図りました。現在区政地区委員は一八九名区政地区協力員一、一一五名が夫々委嘱せられ区政上の重要な一翼として本区発展の大推進力となつて活躍して居ります。

区民各位におかれても本制度を充分御認識御理解を頂き、区政における諸般の要望その他が御座いましたら、御近所の地区委員若しくは地区協力員に御遠慮なく御申越下さい。皆様の尊い御意見を切にお待ちいたしております。

尙最近各地域に続々と結成を見ておる自治会も区政の周知徹底に大いに御協力をいたどけるものと期待し、その育成に大きな関心を寄せると共に、益々自治会の発展を望んでおります。

一、区政公報とは

毎月一回当面せる区政上の重要な事項とか、事務事業をわかり易くお知らせし、区民各位の御理解を願うため五、五〇〇部を印刷の上区政地区委員、同地区協力員は勿論、衛生相談員、各官公署、学校及び出張所窓口を通して配布致しております。区民各々にも是非共御覧いたゞき区政えの手段の御理解と御協力をお願いいたします。

一、貯蓄奨励と生活改善

わたくし達の家庭経済が国家経済との密接なものとに成りたつてることは論を俟たない、従つて國家の経済がわれわれの家庭経済を左右し、家庭経済また国家の経済に大きく反映して行くことは皆様よく御存じの処

そこで国家経済の発展と家庭経済の充実を図る一つの方途は資本の蓄積であることに鑑み

区ではこうした観点から貯蓄奨励運動には特に意を注ぎ国民貯蓄組合法にもとづく貯蓄組合の設立普及、子供銀行(局)の設立促進にあらゆる努力を重ね多大の成果をあげて来ておるのであります。加えてその貯蓄源は生活の合理化と科学化からと、この面の運動も生活改善講習会等の開催により推進し大きな成果を期しております。なお本年度においては昨年度以上に活潑なこの運動の展開が計画されております。

税務課

地方自治法第二百八十二条に規定される特別区の主要財源である特別区税は地方税法に規定する市町村の課する税目のうち「東京都特別区税条例」に基いて普通税として特別区民税、自転車荷車税、木材引取税、大税、目的税として国民健康保険税の五種目に限られており現在本区においては木材引取税及び国民健康保険税を除く三種目が豊島区条例によつて賦課徴収されております。

従つて区の歳入予算是区民のみなさん納稅していきたゞく夫々の税額を年度当初に概算して区税の収入を見積り歳入予算を樹ておるのであります参考に今年度十一月三十日現在における区税の調定額と区税の収入状況を比較してみますと次のようあります。まず区民税の調定額は四五一、三〇二、四七〇円、これに対し収入額は二三四、八九一、〇二九円、収入率五二%、自転車荷車税四五九、四四〇円、収入率八五・六%、大税

調定額一、四二〇、二〇〇円、収入額一、二三七、八〇〇円、収入率八七・二%強の成績を示し、これを前年同期と比較すると大体同様の成績であります。本年度下半期は一層の御協力を得て前年度に優る成績が収められるよう願ひする次第であります。

一、区民税の賦課徴収について

(1) 区民税の賦課期日
個人で納めなければならない区民税の賦課期日は豊島区内にその年の一月一日現在住所があつた個人及び住所が豊島区内になくともその事務所、事業所又は家屋敷、寮等を有しておつた方々が賦課されることになります。

(2) 个人申告書の提出の義務
区民税の納稅義務者は毎年三月三十一日までに豊島区役所で定めてある申告書に前年中において給料、給料、賃金、年金、恩給及び賞与、退職手当並にこれらの性質を有する給与の支払いを受けた者は申告書に源泉徴収票又はその写し添付してこれを区長に提出しなければなりません。

(3) 申告書の提出の義務
なお前記以外の所得者、例えは營業所得、事業所、または貸地、貸家等により生ずる所得その他配当所得の如き給料以外の所得のあつた方は税務署に申告された所得額を洩れなく申告していただきかなければなりません。申告書の用紙は毎年税法中に出来所から各家庭に洩れなく配付いたします。

(4) 税率
区民税は均等割と所得割の合算したものであります。但し所得があつても所得税を取めた程度の方は均等割を七百円收めていたゞくことになり所得税を取めた方は均等割と所得割の合算額を收めなければなりません。例えば前年中に所得税を一万円收めた方は現行法では次のように計算した区民税を一ヶ年間に納稅することになります。

均等割+(所得税額)(一〇、〇〇〇円)×
21
100

(4) 区民税の納期
徴税令書で個人が納付する区民税を普通徴収といふ。その納期は次のとおりであります。

総排気量が〇、〇九リットルをこえるもの
又は定格出力が〇、八キロワットをこえる
もの年額一、〇〇〇円

になつてゐる例が多くあります。分譲されるとき道路のない場合は東京都に道路位置の指定を受けてから分譲される必要があります。次はその土地について都市計画の制限、建物

土木課

道路舗装工事について

本区の道路の面積は一、五〇七四、三九五
平方米、延長二六五、三六八米であります。
このうち八八四、四一八・七平方米、五八・
六%が舗装されて います。

一、道路又は水面使用について

許可を得て使用されますようす。

一、広告物の許可について

ら必ず随時下さる。

自動車の仮ナンバーを借り度い方は使用期間最高五日間で、手数料百円印鑑持参の上お

一、体育場使用について

本区の総合体育場を使用される方はなるべく予約申込をして戴きたい。

野球場 記
二面 使用料

對球場 三面 使用料
庭球場 四面 一面二時間以内100円
四面 使用料

一面一時間 四〇四

排球場 一面 使用料 一合一時間 100円

弓射場
三人立
一面一時間
一人一日
一〇四

建築課

一 住居新築の手続きについて

（絶大の量が）五り十倍を越え、九リットル以下のもの又は定格出力〇、六キロワットをこえ〇、八キロワット以下のもの年額八〇〇円

教育委員会

教育豊島の確立はまず学校々舎の整備充実に俟たなければなりません。而して本区の昭和三十一年度における校舎の増築割当は池袋第一小学校外六校で二十八教室校舎の改築割当は池袋中学校外二校で十二教室で

あります。がいづれも本年三月末日までには竣工を見る予定であります。これが完成によつて昭和三十一年度における二部授業や圧縮学級は一応解消され校舎の復旧も逐次改善されるわけであります。

二、ブールの建設について

児童生徒の夏季施設としてブールの重要性は夙に要望されていたところであります。が昭和三十一年度において二、ブールを建設することになり道和中学校と高松小学校の二校に理想的なブールが完成されました。これによつて本区においては十九のブールを保有することになりました。

三、講堂兼体育館の建設について

児童生徒の体育向上と教科外活動の振興、地域社会における文化のセンターとして講堂兼体育館を建設する事になり、昭和三十一年度事業として一館の建設を計画し目下具体的な実施を進めております。

四、環境整備事業について

校庭の舗装門扉及び柵等の環境整備事業については鋭意努力し本年度事業として校庭舗装の既に完了したもの七校、未完了のもの三校であります。が未完了のものについても本年度中にはいづれも完了の予定であります。

五、就学児童の取扱いについて

本年四月より小学校に入学する児童については教育委員会事務局において調査いたしました。が何分多數の児童の事でありますので万一本通知の届かないときは事務局まで申出下さい。(本年四月に入学する児童は昭和二十五年四月二日から同二十六年四月一日までに出生された方です)

なお昭和三十一年十二月二日以降に豊島区に転入された該当児童の保護者は転入手続をさき出張所に申出で就学調査書用紙の受付を御手数でも事務局まで御申出下さい。

一、社会教育関係

一、青年学級について

勤労青(少)年の教育機関として大塚中学校と雑司ヶ谷中学校の二校に青年学級を開設します。区内在住の人または区内の工場、事業所で勤労に従事している人は無料で入級出来ます。

学科内容は一般教養、職業家庭、リクレーション等です。

一、ナトコ映写機及び区有映写機について

成人及青少年教育のための映画会を一般区民の申込により無料で開催します。

一、紙芝居、幻灯フィルムの貸出しについて

婦人会、子供会、青少年会等で希望があれば無料で貸出します。

一、体育及リクレーションについて

区内には現在野球、卓球、庭球、弓道、籠球、排球、角力、水泳、柔道、剣道、スキーリンの体育団体と撞球、囲碁、将棋、釣のリクリエーション団体がすでに結成され、それぞれ活潑なる活動を展開致しております。団体加盟及其の他の種目で結成等については社会教育課体育係へお問合せ下さい。

○母子相談(未亡人相談) 每週月、水、金曜午後一時より午後四時まで

○更生相談 每週月曜午前九時より午後四時まで

○法律相談 每週水曜日午後一時より午後四時まで

○母子相談(未亡人相談) 每週月、水、金曜午後一時より午後四時まで

○青少年防犯予防、更生に関する相談。

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親身になつて御相談に応じております。お気軽にどうぞ御利用下さい。

二、法律、母子、更生相談所

各相談所は次の日程で区役所内婦人会館に於いて開設いたしております。費用は一切無料で、専門の担当員が親切にお待ちしております。

○法律相談 每週水曜日午後一時より午後四時まで

○母子相談(未亡人相談) 每週月、水、金曜午後一時より午後四時まで

○更生相談 每週月曜午前九時より午後四時まで

二、法律、母子、更生相談所

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親身になつて御相談に応じております。お気軽にどうぞ御利用下さい。

三、公益質屋

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

四、授産場

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

五、保健衛生

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

六、畜犬登録について

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

七、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

八、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

九、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十一、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十二、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十三、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十四、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十五、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十六、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十七、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十八、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十九、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二十、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二十一、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二十二、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

一、取扱事務の概要

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二、法律、母子、更生相談所

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

三、公益質屋

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

四、授産場

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

五、保健衛生

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

六、畜犬登録について

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

七、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

八、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

九、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十一、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十二、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十三、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十四、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十五、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十六、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十七、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十八、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十九、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二十、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二十一、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

一、結婚相談所

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二、法律、母子、更生相談所

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

三、公益質屋

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

四、授産場

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

五、保健衛生

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

六、畜犬登録について

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

七、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

八、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

九、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十一、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十二、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十三、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十四、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十五、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十六、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十七、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十八、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

十九、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお待ちしております。

二十、その他の福利厚生事業

申込の他費用は一切無料で専門の担当員が親切にお

おります。

毎月の米穀配給日数（基準にて多少の変更あり）

基本配給 内地米、準内地米で十日分

希望配給 内地米十日分

外米 一人当たり五石

其の他

区内優良生産品展示会、各種製品見本市の開催、商店販賣、商店指導者講習会、商工業者を対象とする講習会等を開催して生産技術の向上と販路の拡張を図り、商工業の振興に資して居ります。専農地の地目変換、観光事業、海外移住（ラジル農業移民）狩獵、商工連合会、商店街連合会等に関する事務を取扱つて居ります。

取扱事務

- 1、転出入及び住民登録に関する事務
- 2、転入学及び印鑑証明に関する事務
- 3、主食の配給に関する事務
- 4、課税の資料と所在の調査に関する事務
- 5、区民税申告書の配布と受理に関する事務
- 6、納期内及督促状指定納期内区税の収納に関する事務
- 7、埋火薬認許証及び都民葬儀券の交付に関する事務
- 8、区政地区委員、同協力員に関する事務
- 9、各種統計調査の地域集計に関する事務
- 10、選挙資格の申告並選挙人名簿調製に関する事務
- 11、音大登録、汲取券の売捌に関する事務
- 12、保健衛生に関する事務
- 13、日本赤十字社其の他の各種団体に関する事務
- 14、復員、引揚者の届出に関する事務
- 15、身体障害者に対する電車、自動車無料乗車券発行のための居住証明書交付手数料の徴収に関する事務
- 16、区政公報の取材と配布に関する事務
- 17、貯蓄奨励と貯蓄組合の設立勧奨に関する事務
- 18、区政の周知徹底に関する事務

(7)

区役所電話一覧

昭和三十一年十二月二十八日より区役所内の電話番号に一部変更があり代表番号、直通

のある各課番号は次のようになります。

池袋局(97)

代表	一一〇一—一五	稅務課	二九五六
区長室	一〇〇五	戸籍課	五〇一二
助役室	二〇二二	教育課	三七三二
収入役室	二〇四五	土木課	二三〇八
総務課	一〇〇六	民生課	八〇八一
財務課	八〇六五	区議会事務局	二〇一七
		公会堂	五九六八

第一出張所	東鶴三ノ三 (94) 四九七五	池袋二ノ五 (97) ○四三一
第二出張所	西鶴一、二丁目 池袋一、二、三、四、五、六、七丁目	西鶴一、二、三、四、五、六、七、八丁目

第三出張所	池袋二ノ一〇三五 (97) 四九七四	池袋二、三、四丁目 西鶴一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第四出張所	雑司ヶ谷町一、二、三、四、五、六、七丁目 （97）三六三七	雑司ヶ谷町一、二、三、四、五、六、七、八丁目 （97）一ノ一〇五七

第五出張所	高田本町一、二、三丁目 日出町一、二、三丁目
-------	---------------------------

出張所	所在地(電話番号)	所管区域
第一出張所	東鶴三ノ三 (94) 四九七五	駒込一、二、三、四、五、六丁目
第二出張所	池袋二ノ五 (97) ○四三一	西鶴一、二、三、四、五、六、七丁目
第三出張所	池袋二、三、四丁目 （97）四九七四	駒込一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第四出張所	雑司ヶ谷町一、二、三、四、五、六、七丁目 （97）三六三七	駒込一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第五出張所	高田本町一、二、三丁目 日出町一、二、三丁目	駒込一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第六出張所	高田南町一、二、三丁目 日出町一、二、三丁目	駒込一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第七出張所	椎名町一、二、三丁目 千早町二、三、四丁目	駒込一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第八出張所	椎名町四、五、六、七、八丁目 千早町三、四、五丁目	駒込一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第九出張所	椎名町四、五、六、七、八丁目 千早町三、四、五丁目	駒込一、二、三、四、五、六、七、八丁目
第十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第二十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第三十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第四十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第五十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第六十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第七十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第八十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第九十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百二十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十八出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百三十九出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十一出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十二出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十三出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十四出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十五出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十六出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十七出張所	要町一ノ三五 (95) 二八二六	要町一丁目、高松一、二丁目
第一百四十八出張所	要町一ノ三五 (95)	

謹賀新

区政に対する平素の御協力を感謝し貴家の
御多幸と御健康とをお祈り申上ます

昭君三十二年元日

年

國長木村秀崇

助役
收入役
副議長
須吉・足
永田・立
正徹・平
雄蔵・

豊島区

所

卷之十
役室

卷之三

区役長 入役係 文書係長

秀正徳寛村永田比木口吉昌

管會計
保關係
長所張出第一
長所張出第二
長所張出第三

村桑内加和
山原田藤村
仁喜末武源
作右吉善作

豐島區議會
足立海平民政威信吉長壽郎
田橋坂村川勇孝忠伯勝太
高島市河宮宮河市足立
副委員長委員會議長副委員長

厚生委員會	財務委員會	總務委員會
副委員長	委員長	副委員長
委員長	委員長	委員長
副委員長	副委員長	副委員長
市河宮高島竹田田宮高島竹田橋坂村川	足四	立海
森矢金山鶴橋的杉花森古足佐	島山下見本	幸博精虎秀
立木藤莊次	山場浦賀豊茂	三
內安勝武右衛門	島田安勝伯忠孝	平民政藏
立木藤莊次	立木藤莊次	立木藤莊次
島田安勝伯忠孝	島田安勝伯忠孝	島田安勝伯忠孝
平民政藏	平民政藏	平民政藏

和金	服塙笠木吉奥鈴	加代山高秋土熊	前赫村田柏荻阿
崎田政工	部越原村田富木 ス常孫雄鐵太次	藤永口野元谷 幸太重錄正鐵 之	田村谷野部 国為み文間靜 次や
壽隆	三藏郎藏郎郎	一雄助郎雄剛吉	弘雄雄郎子氏枚
庶務係長	建設委員會 副委員長	商工委員會 副委員長	文教委員會 副委員長
區議會事務局			

用民係長
自治張興課長
兼出張所事務係長
區民係長
稅務課長
庶務係長
課徵係長
民生課長
厚生係長
授產係長
戶籍課長
戶籍係長
住民登錄係長
工商課長
商工係長
土木課長
土木係長
管理係長
設計係長
建築係長
住宅係長
營建係長

田金栗富保八白後高柏松湯伊島広田多渡長山幡石三岸小田古田田山日吉須木所
中塚原田坂木取藤橋谷沢口藤田江中田辺町下場川芳野山中田島村本比田永村
里繁英達正橋英軍増鶴竹貞正敬正美弘一辰昌恭金正正寛徹正秀
吉樹次人雄彬威一次実助美郎雄碧弘三昇康勤隆光郎男則陸蔵郎夫二道雄崇